

〔四七一〕大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の新設に関する届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

令和二年十月二十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 届出事項の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 （仮称）Aコープ矢掛店・矢掛宿場の青空市「きらり」

所在地 小田郡矢掛町本堀字下一一〇一番一ほか

2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

(1) 名称 晴れの国岡山農業協同組合

住所 倉敷市玉島八島一五一〇番地一

代表者の氏名 代表理事 石我 均

(2) 名称 株式会社Aコープ西日本

住所 広島県広島市西区草津港二丁目六番五〇号

代表者の氏名 代表取締役 草場 浩

3 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称、住所及び代表者の氏名

(1) 名称 晴れの国岡山農業協同組合

住所 倉敷市玉島八島一五一〇番地一

代表者の氏名 代表理事 石我 均

(2) 名称 株式会社Aコープ西日本

住所 広島県広島市西区草津港二丁目六番五〇号

代表者の氏名 代表取締役 草場 浩

4 大規模小売店舗の新設をする日

令和三年五月三十一日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

千六百九十六平方メートル

6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

- (1) 駐車場の収容台数 八十台
  - (2) 駐輪場の収容台数 四十二台
  - (3) 荷さばき施設の面積 百三十六平方メートル
  - (4) 廃棄物等の保管施設の容量 二十七・五立方メートル
- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻  
A棟（矢掛宿場の青空市「きらり」） 午前八時  
B棟（仮称）Aコープ矢掛店） 午前八時
  - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻  
A棟（矢掛宿場の青空市「きらり」） 午後六時  
B棟（仮称）Aコープ矢掛店） 午後九時
  - (3) 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
午前七時三十分から午後九時三十分まで
  - (4) 駐車場の自動車の出入口の数 二箇所
  - (5) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
荷さばき施設一及び二 午前六時から午後九時  
荷さばき施設三 午前六時から午前九時

## 二 届出年月日

令和二年九月三十日

## 三 縦覧の期間及び場所

### 1 縦覧の期間

令和二年十月二十日から令和三年二月二十二日まで

### 2 縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課及び矢掛町産業観光課